（供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請）

第四十五条の二の二十六　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　供給を必要とする理由を記載した書類

二　供給の相手方との契約書の写し

三　料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書

四　供給することにより一般送配電事業又は配電事業者に及ぼす影響に関する説明書

五　供給するために電気工作物を設置する場合にあっては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類

六　送配電関係一覧図

2　経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

［新設］

（準用）

第四十五条の二の二十七　第五条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条から第四十条の三までの規定は配電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条		
第六条	法第七条第四項	法第二十七条の十二の六第四項
	法第八条第一項	法第二十七条の十二の七第一項

［新設］

第七条		
法第八条第二項において準用する法第七条第四項	法第二十七条の十二の七第二項において準用する法第二十七条の十二の六第四項	
第八条		
法第九条第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第九条第一項	
第九条第一項		
法第九条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第九条第一項	
第九条第一項第五号		
送電関係一覧図	送配電関係一覧図	
第九条第二項及び第三項		
法第九条第二項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第九条第二項	
第十条		
法第十条第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第十条第一項	
第十条第一項第六号		
一般送配電事業者以外の者	一般送配電事業者又は配電事業者以外の者	